

ID: 140

担当部署: 生活環境課

処分の概要	勧告履行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町環境美化推進条例 第13条第3項		
例 規 番 号	平成12年 条例第6号		
<p>【根拠条文】 (勧告及び命令) 第十三条 町長は、第九条又は第十条の規定に違反した者に対し、投げ捨て若しくは散乱させたごみ又は飼い犬がしたふんを回収するなどの必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 町長は、空き地が不良な状態にあるとき、又は不良な状態になるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他不良な状態の改善に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3 町長は、第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日